YUBISUI NEWS

公益法人版

No.05
2021

新代表からのごあいさつ

ゆびすいグループ
YUBISUI

ごあいさつ

ゆびすいグループ
代表
臼間 真次

新年、明けましておめでとうございます。

平素は、当グループに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私は澤田直樹の後任として、この度ゆびすいグループの代表に就任いたしました臼間真次でございます。

つきましては、微力非才の身ではございますが、皆様の発展のお役に立てるよう一意専心つとめる所存でございますので、何卒前任者同様変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大のため国内・国外を含めて我々の経済･社会生活が今まで経験したことがない異常な停滞状態になりました。そのような状況の中、コロナウイルス蔓延により影響を受けたお客様に対しては「持続化給付金」をはじめとする各種給付金の受給のお手伝いや税務申告書や税金納付の延長、社会保険の特例措置の適用等出来る限りのサポートを行ってまいりました。

今後もコロナウイルスの影響は当面続くと思われますので、できる限りこのようなお手伝いは継続していく所存であります。また、コロナウイルスの影響で、一気にテレワークやコミュニケーションソフトを利用した会議・打ち合わせ・商談等が広がりました。

当グループも特に緊急事態宣言発令中には遠隔地のお客様に対してはソフトを利用した打ち合わせ又は資料を郵送やメールでのやりとりで行い急場を凌ぐことができました。

今後もこのようなコミュニケーションツールや AI を利用した巡回業務や決算作業をコロナウイルス終息後も継続して積極的に活用しお互いの時間の効率的な活用を推進していきたいと思います。

また従来の集合型研修に替わり、YouTube 等を活用した研修会や相談会、チャットワーク等を利用したタイムリーな情報発信や相談等も積極的に推し進めたいと思います。

しかしながら、これらのツールの活用がすべての面で万能であるとは思っておりません。

対面した上で解決しないような問題につきましてはお客様とじっくりと向き合いコミュニケーションを取りながら解決していきたいと思います。

このように確実に我々を取り巻く仕事環境や生活様式は変化していきます。

しかしながら、創業者・指吸千之助の理念である「お客様の繁栄があってこそのゆびすい」という思いを我々も受け継ぎ今後もお客様の繁栄を第一に願って行動する所存であります。

また、当グループが総合士業事務所である利点を生かした「ワンストップサービス」を今後もますます充実させ、お客様により質の高いサービズをよりタイムリーに提供していきたいと思います。

本年もお客様のさらなる繁栄のために、所員全員で努力するつもりでありますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申しあげます。

一日も早いコロナウイルス感染症の終息を願うとともに、本年が皆様に良い 1 年であることを祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

新グループ役員からのごあいさつ

ゆびすいグループ
管理部
梅木 誉志浩

新年を迎え、ゆびすいグループ各部門でお世話になっております顧問先の皆様方へ謹んでお祝い申し上げます。私儀、本年1月より大命を承りグループ役員の末端としてその任務に全集中することになりました。思い起こせば昭和62年の入社以来、数々の顧問先の皆様に可愛がって頂き、感謝の言葉以外に何も申し上げることはございません。

入社時は旧々の堺本社ビル、5年目で堺筋本町の大阪支店へ転勤、そこで17年間。岡山時代は7年半の間、中四国のお客さま方にお世話になりました。その間も弊社の繁忙期には公益の決算の応援で南九州や北関東へ毎年一週間ほどの出張など、その場その時にお世話になった方々の面影が懐かしく、とても楽しく思い出されます。

現在はフロント業務を離れ、本社管理部におきまして若手の活躍を陰ながら応援する仕事を任されています。

今後やる事はひとつ、【人に好かれるゆびすいマン】を支える事でお客様の繁栄に貢献して参ります。

ゆびすいグループ
東日本事業部
田尻 文彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、社会・経済的影響はとても大きく、さまざまな業界で、業務の変更が行われました。ただでさえ複雑多様化する中で更なる社会変化に対応する必要が出てきました。

このような状況のなか、ゆびすいの総合事務所という強みを活かし、お客様のニーズにあったサービスを提供できるようグループ職員一丸となってサポート出来ればと思っております。

これまでも多くのお客様に育てていただきました。これからも専門知識や情報を習得し、それぞれにあったサービスへと変換して伝えていけるように人間としても成長していけるよう努力をしていく所存です。

至らない点もあろうかと思いますが、これからも末永くお客様のパートナーとして、また善き相談相手としてお手伝いをさせていただければと思います。本年もどうぞご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

CONTENTS

新代表からのごあいさつ …… 01
新グループ役員からのごあいさつ …… 02
TOPICS 社会福祉法人の行政監査はどんなところを見るの？ …… 03
社労士からのアドバイス 育児介護休業法改正について …… 05
行政書士の目のつけどころ 遺言書の保管制度が始まりました!! …… 06
コンサルの現場から 未来会計について - 未来からの逆算で大きく成長する - …… 07
相続事例 遺言で解決できる争族 …… 08
介護業界を読む 議論も大詰め　コロナ禍の中で迎える2021年介護報酬改定 …… 09
社会福祉法人 with freee 便り …… 10
ゆびすいグループでチャットでのお客様サポートが始まりました …… 11

TOPICS

新連載

社会福祉法人の行政監査ってどんなところを見るの？
～会計編～

社会福祉法人の行政監査は平成29年4月に厚生労働省より制定された「社会福祉法人指導監査実施要項」と「指導監査ガイドライン」に基づいて行うことを原則としています。

監査基準は制定されてから社会福祉法人の実情に沿って定期的に改正が行われておりますので、今回、行政監査時にチェックされやすい項目についてお伝えしたいと思います。

いずれも法人で定めた経理規程に従って適切に運営されているかを問われることが多いので、法人の経理規程や「社会福祉法人モデル経理規程」と一緒に確認していただくと分かりやすいと思います。

1. 法人内部統制の確認（モデル経理規程第8条・17条・52条・70条）

経理規程には以下の「責任者」が存在します。監査では各責任者がきちんと辞令交付による任命手続きを行っているか確認しています。任命者はいずれも理事長です。

小規模の法人にあっては一部の責任者を省略することもできます。

責任者名	経理規程条項	職務内容
統括会計責任者	第 8 条他	経理事務に関する統括責任者。法人が 1 拠点であれば不要な場合もあります。
会計責任者	第 8 条他	各拠点区分の経理事務の責任者。
出納職員	第 8 条他	各サービス区分の経理事務の責任者。
予算管理責任者	第 17 条他	予算の編成及び執行及び管理について理事長を補佐。
固定資産管理責任者	第 52 条他	固定資産の現物管理を行う。
契約担当者	第 70 条他	契約に関する行為を行う。

2. 収納した金銭の保管状況の確認（モデル経理規程第23条・24条）

現金は監査においてよく確認される項目のひとつです。利用者から金銭を徴収する場合、領収書の発行が必要となります。監査では領収書控えが法人に保管されているかチェックが行われることがあります。

また、法人で定めた日数以内で金融機関への預け入れを行うことも重要です。金融機関に預け入れを行わず、徴収した利用料等をそのまま支払いに充てることはできません。収入現金と小口現金をそれぞれわけて出納帳を作成しましょう。

3. 寄附金品の受入手続の確認（モデル経理規程第25条）

社会福祉法人は公益性が高く、運営においては信頼を得られることが不可欠とされています。しかしながら、入所者などに寄附を強要する事案などがあったことから、監査においてはより適正な取り扱いと、手続きの透明性が求められます。

寄附金品の受入れがあった際には「寄附金申込書」「寄附金領収書」「寄附金台帳」の有無についてチェックされます。寄附があった際は忘れずに用意しましょう。

4. 小口現金の管理状況の確認（モデル経理規程第28条）

小口現金の限度額が経理規程で定めた金額を超えていないか。またはマイナス残高になっている日がないかをチェックします。小口現金の出納帳残高と実際の手許現金とが一致しているかのチェックをどれくらいの頻度で行っているか質問を受けることもあります。定期的に確認した日付について記載しておくと良いです。

ゆびすいグループ　東日本事業部
山中 涼右

5. 月次報告の実施状況の確認（モデル経理規程第32条）

財務状況を早期に把握することは法人の運営を行う上で重要な指標となります。そのため、会計責任者が毎月末日における月次試算表を作成して経理規程で定めた期日までに理事長に提出しているかチェックされます。月次試算表には承認欄が設けられていますが、押印以外にも理事長の閲覧日記載を求められることがあります。

6. 資金の積立て（モデル規程第39条）

将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合、法人の資金を別口の定期預金などで管理する必要が出てきます。決算日までに移管できなかった場合は、「決算理事会終了後2か月以内」が預け入れの期限となりますのでご注意ください。

7. 契約手続き（モデル経理規程第12章「契約」）

①入札手続き

財源の多くが補助金等によってまかなわれることから、より安価で良質のものを調達しなければならないとされ、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合に、原則として入札手続きが必要となります。ただし、法人の区分に応じて予定価格が以下の場合又はその他一定の場合には入札ではなく随意契約手続きによることができます。

区分	金額
会計監査人未設置法人	1,000 万円
会計監査人設置法人 （会計監査人を設置せずに公認会計士や監査法人会計監査を受ける場合を含む）	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 建築工事　20 億円 建築技術・サービス　2 億円 物品等　3,000 万円

②随意契約

契約手続きについて随意契約によることとした場合、相見積りの準備が必要となります。原則3社以上からの見積もりが必要となりますが、契約金額が以下の場合、2社以上見積もりを用意すればよいこととなっています。また、契約金額が100万円を超える場合、相見積り数と併せて契約書が作成されているかチェックされます。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250 万円
2 食料品・物品等の買入れ	160 万円
3 前各号に掲げるもの以外	100 万円

指導監査ガイドラインにおいては他にも数多くの監査項目がありますが、中でもこれらの内容はどの法人でも共通して聞かれる項目となります。また、経理規程を順守した運営を行うことは多少の煩雑さが伴うかも知れませんが、法人が自ら適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保に努めることにつながるため、監査対策に限らずどこかで経理規程の内容を振り返ってみてはいかがでしょうか。

社労士からの
アドバイス

育児介護休業法改正について

ゆびすいグループ
特定社会保険労務士
片岡 哲也

令和3年1月1日～育児介護休業法が改正されました。前回の改正（育児休業期間が最長2歳まで延長可能）に比べると実務への影響は少ないとは思われますが、改正内容と実務上の対応を記載します。

改正内容

令和3年1月1日～育児介護休業法が改正され、子の看護休暇や介護休暇を**時間単位**で取得できるようになりました。今までは、半日単位でしか取得出来ませんでした。また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者はこの制度を利用することができませんでしたが、今度の改正によってこの制限が廃止され、すべての労働者が取得できるようになりました。

改正前		改正後
・**半日単位**での取得が可能 ・1 日の所定労働時間が 4 時間以下の労働者は取得できない	→	・**時間単位**での取得が可能 ・**全ての労働者が取得できる**

事業所での対応

事業所での対応は以下の2点です。

①中抜け（就業時間の途中で時間単位の休暇を取得）を認めるか。

法律で求められているのは中抜けなしの休暇ですので、中抜け形式の休暇取得を認めるかどうかは事業所の判断によります。

②就業規則の整備

今回の改正により育児介護休業規程の変更が必要になります。

Q&A

Q. 時間単位で看護・介護休暇を取得する場合、何時間分の休暇で「1日分」となるのか?

A. 休暇を取得した時間数の合計が1日の所定労働時間に相当する時間数になるごとに「1日分」の休暇をしたものと扱う。ただし、1日の所定労働時間に1時間で満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げる必要があります。例えば、所定労働時間が7時間30分の場合は「30分」という端数を切り上げ、8時間分の休暇で「1日分」となります。

Q. 「時間」単位について、例えば2時間単位での看護・介護休暇の取得のみを認め、1時間単位での取得を認めないこととする取扱いはできるのか?

A. できない。事業主が例えば2時間単位での看護・介護休暇取得のみを認め、1時間単位での取得を認めないこととする取扱いはできない。

行政書士の目の付けどころ

遺言書の保管制度が始まりました!!

ゆびすいグループ
行政書士
今井 悠平

「遺言書」という言葉を一度は聞いたことがあるかと思います。
一概に遺言書といっても様々な種類がありますが、一般的な遺言書として下記の二つがあります。

- **自筆証書遺言**（全文を自筆で書いたもの。書き方によっては無効になる場合もある。保管も自身でする必要がある。）
- **公正証書遺言**（公証人と相談しながら作成するもの。原本は公証役場で保管される。公証人に遺言の内容のアドバイスをもらえる。）

今回、自筆証書遺言の保管について、御自身で保管する方法だけでなく、法務局に遺言書を預けることができるようになりました。

その結果・・・・

今までの自筆証書遺言の問題点

紛失や不利益を受ける相続人による隠匿・廃棄・改ざんのおそれあり！

法務局に預けることによって、

紛失・相続人による改ざん等のおそれがなくなります！

預けることができる法務局は、遺言者の住所地・本籍地・所有不動産の所在地の法務局になります。

■法務局に遺言書を預けたあとの手続きについて

一度、預けた遺言書は手数料を支払えば、遺言者本人は、いつでも見ることが可能ですし、法務局に預けた遺言書の返還をいつでも求めることができます。

■遺言者の死亡後に相続人ができる手続き

相続人や遺言書で相続財産を受け取る権利を与えられた人などは遺言書が保管されているかどうかの確認を請求することができ、遺言書が保管されていれば、内容を確認できるようになります。

ただし、この遺言書の内容の確認を誰かが請求した場合、他の相続人に法務局から遺言書を保管している旨の通知されます。

自筆証書遺言の保管制度により、自筆証書遺言を安全に保管できるものになりますが、法務局は遺言書を保管する際に「自筆証書遺言書」として形式が整っているかどうか（自署されているか・日付が記載されているか等）のチェックのみを行います。しかし、遺言書の内容が正しく効力を生ずるかというところまでは判断をしてくれませんので、遺言書の内容には注意をしなければいけません。

■遺言書の内容とは・・・

・遺言に記載された財産が本当にあるかどうか
・不動産の記載方法
　例）「〇〇（住所）の土地を妻に相続させる。」のような住所で記載されているもの
　（住所では不動産を特定できません。）
・相続させたい人の記載方法
　例）「財産を息子に相続させる」（複数人子どもがいる場合、相続人を特定できません。）

遺言書の形式が整っていたとしても、内容が正しく記載されていないとせっかく残された遺言が無駄になってしまいます。

ゆびすいにご相談いただければ、遺言者様の意思を尊重した遺言書の作成をサポートさせていただきます。遺言者の意思を正確に後世に伝えるためにも是非ゆびすいに一度ご相談いただくことをお勧め致します。

コンサルの現場から

未来会計について
−未来からの逆算で大きく成長する−

ゆびすいグループ
税理士
尾上 暁彦

突然ですが、皆さんは会計の目的についてどのようにお考えでしょうか。

会計には大きく分けて以下の2つの考え方があります。

①法人外部の利害関係者に業績を報告する為の会計

②法人内部で描く未来像と現状のギャップを認識し、それを埋める為の会計

①は通常会計事務所や税理士が提供しているサービスで、税務署や自治体に提出する為の会計です、これは過去の経営の結果を数値化したもので過去会計と言われます。

これに対して②はこれから先の事業運営をどのように進めていくかを数値化するものであり“未来”を起点にしています。

未来会計とは、一言で言えば「予算決め」の事になります。ただし公益法人でよくある、前年の数字を基本としてスライドさせた「予測」ではなく、法人が目指すGOALから逆算して計画した「目標」及び、その目標を達成する為の「行動計画」を作成することが未来会計の目指す本質です。例でお話しをご覧いただく方がわかりやすいと考えます。

例 1	例えば「保育料」の予算	行動計画
一般的な予算	昨年通り 1,000 万と「予測」	今まで通り
未来会計	園児数を 10% 増やして 1,100 万と「目標設定」	園庭開放や園案内の日を増やして、HP で PR する
例 2	**例えば「人件費」の予算**	**行動計画**
一般的な予算	昨年通り 800 万と「予測」	今まで通り
未来会計	残業時間を減らして、780 万と「目標設定」	・毎日学年主任が声掛けをする ・日誌を手書きからシステム入力に変更し、時間を 10% 短くする。

いかがでしょうか?このように未来会計では、

①未来の在りたい姿（ビジョン）を決める②それに基づく数値目標を作る③数値目標を達成する為の行動計画を作るという3つのステップを展開することになります。

そして、この行動計画が固まる事で初めてPDCAサイクルを回し始める事が出来ます。

PDCAサイクルが回り始めることで、園全体に、また個々の教職員さんに「目標（計画）は達成するべきものなんだ」という意識が生まれ、園全体が計画の達成、そしてその先にあるビジョンの達成に向けて進みだすのです。

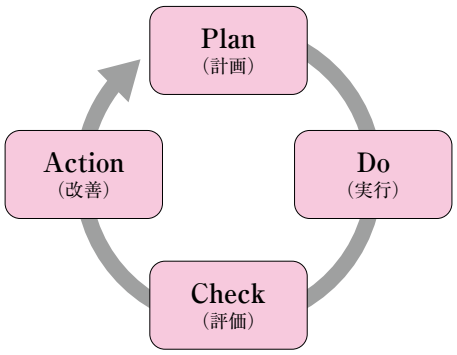

コンサルティング事業部ではこのような未来会計のお手伝いをしています。

相続事例

遺言で解決できる争族

相続専門部　税理士
吉田 卓司

コロナによる不安が増大する中、将来の相続について考える方が多くなっています。ご自身が家族とともに築いてきた財産を円滑に承継し、「争族」を起こさないためには、遺言書の作成が大変有効です。今回は、遺言が特に必要なケースをご紹介します。

【ケース1】 全財産を配偶者に相続させたい

⇒被相続人（亡くなられた方）に親も子供もいない場合、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人として遺産分割協議をすることになります。亡くなった夫（妻）の兄弟姉妹と財産の分け方を話し合うのは、抵抗のある方も多いと思います。遺言で配偶者に全財産が渡るようにしておけば、兄弟姉妹には遺留分（相続できる最低限の権利）がないため、全財産を配偶者に承継させることができます。

【ケース2】 相続人の中に、認知症（になりそうな人）、障がい者、未成年者がいる

⇒重度の認知症や知的障害のある方は遺産分割協議をすることができず、裁判所を介して成年後見人を選任する必要があります。また、相続人が未成年者の場合も、特別代理人の選任が必要です。財産が分けられない状態を長引かせず、これらの方々の生活基盤を保障するためにも、遺産分割協議が要らないように、遺言で財産取得者を指定しておくべきです。

【ケース3】 事業用資産や賃貸用の不動産、同族会社の株式などがある場合

⇒これらの財産を相続する人が決まっていないと、民法上、どうしても事業の後継者以外の相続人も後継者と同じ権利を持つことになります。話し合いで事業に関係する財産を後継者が取得できれば良いですが、遺産分割協議に時間がかかったり、事業に関係ない相続人が同族会社の株式を取得したりすると、経営に支障を来たすことになりかねません。

上記以外にも、相続人がいない、相続人以外の人（例えば、内縁の妻）に財産を渡したい、相続開始後に揉めないように生前に決めておきたい、といった場合にも遺言の作成が有効です。

なお、遺言書には公正証書遺言と自筆証書遺言があります。このうち自筆証書遺言については、民法改正により作成が簡単になるとともに、昨年7月からは法務局における保管制度が開始しました。しかし、ハードルが下がったからこそ注意が必要です。法務局では、形式のチェックは入りますが、内容の正確性までは担保されないからです。

また、同じ財産でも誰に渡すかによって相続税が変わるため、内容によっては過大な税負担を生じることもあります。そのため、遺言にご興味のある方は、専門家であるゆびすいの担当者にご相談頂ければと思います。遺言の作成や執行だけでなく、財産の洗い出しや相続税の試算、相続対策など、トータルにお手伝いさせて頂きます。

介護業界を読む

議論も大詰め

コロナ禍の中で迎える2021年介護報酬改定

税理士法人ゆびすい
介護専門部
吉田 晴香

2021年4月の介護報酬改定に向けて、厚生労働省介護給付費分科会では現在議論が重ねられています。どのような方向性となるのかを事前に知ることで、今後の経営方針のヒントとなれば幸いです。

【2021年介護報酬改定に関する大きな5つの柱】

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. **介護人材の確保・介護現場の革新**
5. 制度の安定性・持続可能性の確保

今回は、経営の根幹に関わる、4. 介護人材の確保・介護現場の革新、介護職員の処遇や職場環境の改善に向けた改正内容について簡単に解説します。

【介護職員等特定処遇改善加算の見直し】

特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールについて、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とする要件を、「より高くすること」とし、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みに見直しが行われます。

【サービス提供体制強化加算の見直し】

サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分が設けられます。

【人員配置基準における両立支援への配慮】

各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合の「常勤」として取扱いが可能となります。

【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し】

全ての入所者に見守り機器を導入し、夜勤職員全員にインカム等使用した上で、安全体制の確保や職員の業務負担軽減を行うことで、特養等の夜間配置基準が緩和されます。

【コロナ禍の中で迎える2021年改定】

2021年改定は、報酬部分の思い切った改革は避けられる見通しです。

しかし、次回2024年の診療報酬・介護報酬同時改定の年には、今回見送られた事項を含めて大きな改定が予想されます。また、2025年には団塊の世代も後期高齢者になり、対策を講じなければ今以上に人材不足になるのは明白です。

外国人採用は試していますか?

特定処遇改善加算等の各種加算の取得漏れはありませんか?

ICTを活用した業務負担軽減に取り組んでいますか?

テレビ会議、キャッシュレス決済や脱ハンコ等、業務効率化に取り組んでいますか?

今からでも間に合います。

2024年改定を見据えて、2021年からの3年間は経営環境を着実に整える準備期間と位置づけ、事業所の大改革に取り組んで頂きたいと思います。

(※2020年12月9日時点の情報をもとに作成しています。)

【ゆびすい 介護専門部を創設しました!】

最後に、ゆびすいでは介護事業者様へより充実したサービスを提供するために、2021年度より介護専門部を創設しました!

今後もメルマガ・セミナーによる情報配信はもとより、様々な経営支援を充実させていきたいと思っておりますので、ご期待下さい。

※介護専門部では、メルマガを配信しておりますので、ぜひご登録下さい。

登録フォーム
https://p.bmb.jp/bm/p/f/tf.php?id=ntxkc271&task=regist

登録用 QR コード

社会福祉法人 with freee 便り

(第3回)

テレワークに関心が集まっております。福祉 freee を検討されるお客様からも、テレワーク導入きっかけのご相談を多くいただいております。第３回は福祉 freee の特徴のうち、テレワークでも安心してご利用いただだける機能についてご紹介いたします。ご紹介前に、第１回の概要と特徴を抜粋したものを記載いたします。

福祉 freee の概要

ゆびすいと クラウド会計シェア No.1 の freee(東証マザーズ) が共同開発しました。

会計 freee はインプットツール、社会福祉法人用レポートシステムはアウトプットツールとして新開発。経理専任の職員が雇えない等の人事のお悩み、日々の会計業務・決算業務に膨大な時間を要している等の経理業務のお悩みを解決いたします。

福祉 freee の特徴(テレワーク対応部分)

1. 便利

a. クラウドなので、お金の管理をいつでもどこでもできる
b. オンラインバンクと連携すれば自動で明細を取得
c. 領収書等の紙データをスキャンで取込

2. 安心

a. 金融機関と同レベルの通信・暗号化

テレワーク時の経理業務の流れ

インターネットに接続できる環境と１台のパソコンがあれば、オフィスでも自宅でも場所を選ばず、日々の経理業務を行うことができます。

主な経理業務に関する福祉 freee の機能は以下の通りです。

①証憑書類　アプリで写真を取り、インターネット上で証憑チェック
②入　　力　ネットバンキングからの自動取り込み
③確　　認　コメント機能搭載で相互確認がスムーズ
④承　　認　複数人が同時にアクセス可能、データの受け渡しが不要

※ワークフロー(各種申請、支払依頼)領域も福祉 freee 内で完結します。

セキュリティ対策

財務情報を取り扱う freee は、個人情報保護第三者認証プログラムのグローバルスタンダード「TRUSTe」の認証取得、情報セキュリティ情報を扱う国内の代表組織「JPCERT/CC」から脆弱性に関する情報の取得と対策を常時行うなど、万全を期しています。

クラウド会計システム「福祉freee」にご興味を持たれた方や導入を検討して頂ける方は、福祉freeeサポートデスクまでお問い合わせください。
(TEL:050-2018-7267,Mail:wf-sp@yubisui.co.jp)

無料相談・お問い合わせフォームQRコード

信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループでチャットでのお客様サポートが始まりました

チャットを利用して窓口を一本化し、ワンストップサービスをご提供します！

税理士・公認会計士・社会保険労務士・司法書士・行政書士・中小企業診断士（コンサルタント）などの専門家がお客様とチャットでやり取りし、サポートします！
※ゆびすいと顧問契約していただいている場合

専門家との連絡を素早く密にとることで、経営のスピードアップと業務効率化へ！

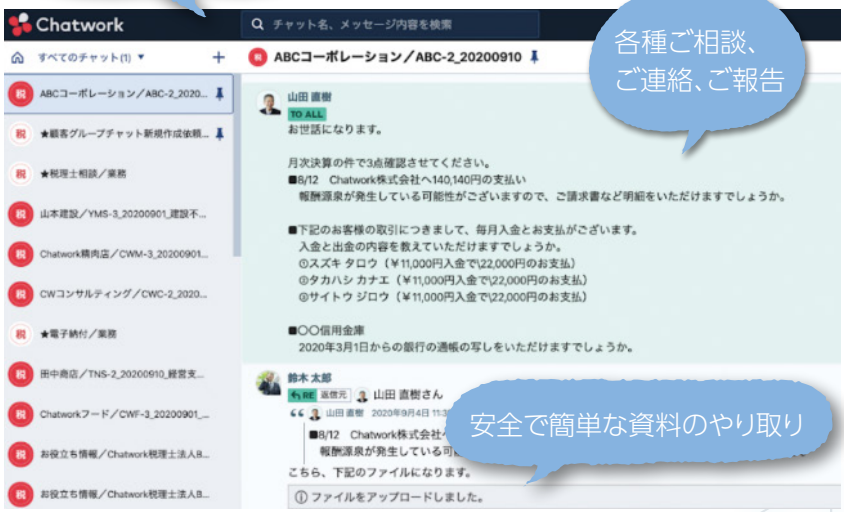

チャット導入前

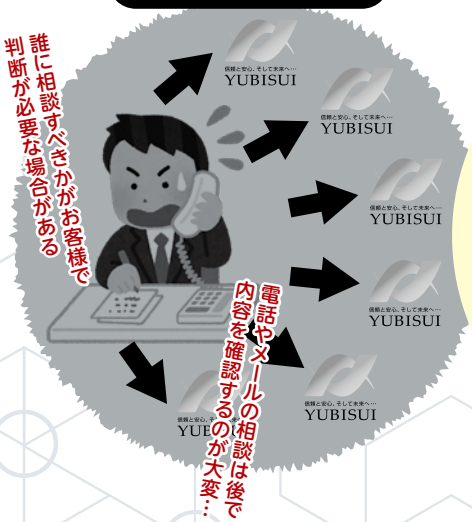

チャット導入後

★国内で最も利用されているビジネスチャットです！
★PCからでもスマートフォンからでもすぐにやり取りができて便利です！
★セキュリティ面にも優れており、安全に使えます！

いままでよりも更にゆびすいを身近に感じていただき、ゆびすいグループのワンストップサービスが受けていただきやすくなります

お客様は無料アカウントで登録していただくだけで、利用開始できます。右のQRコードを読み取るか、Chatworkアプリ（無料）をダウンロードしていただきご利用下さい！

GET IT ON Google Play　App Store からダウンロード

操作方法はこちらから！

2021年1月発行／編集責任者　ゆびすいグループ　広報委員会／TEL 072-238-0171／印刷　㈱ケーエスアイ